新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人金沢工業大学活動制限指針【詳細版】

~ 令和 4 年 8 月 3 日から 9 月 20 日迄:カテゴリーA(警戒)の期間とする ~

《指針の全体注意事項》

- I) 感染者が発生した場合、主要関係者は感染状況に応じて所属長並び安全衛生委員長に確認し、 各活動の継続のため適切な措置を講じる。
- 2) 学内から感染者が発生した場合は、文科省に報告するとともに保健所等の指示のもと適切な措置を講じる。
- 3) 国が発出する「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」等の適用状況及び全国の感染状況により本指針の見直しを実施する。
- 4) 学生の就職活動 (インターンシップを含む)、特別な取り扱いを必要とする課外活動、教育職員免許制に伴う正課活動などは、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。
- 5) 夏期休業期間中の学生の宿泊を伴う活動については、策定されたガイドラインに従い関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。
- 6) 学生の深夜(21 時から翌日 5 時まで)に亘る活動、多数者との飲食等を伴う活動は、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとするが、原則禁止とする。
- 7)会議・委員会については、3密(密集、密接、密閉)を避け、マスクの着用、手洗い、換気等の感染防止策を講じて開催する。また、状況に応じて適宜オンラインでの開催を推奨する。
- 8) 国外(外務省が渡航を許可している国)の出張等を行った場合は、国が指定する水際対策の待機期間の後、キャンパスでの勤務を可能とする。
- 9) 扇が丘診療所、扇が丘保育園等に所属する職員は別途取り扱うものとし、本活動指針の適用を 受けないものとする。
- 10) 令和 4(2022)年度において、原則キャンパス内の教室等の貸出は行わない。

本委員会は、金沢工業大学及び国際高等専門学校の運営方針を踏まえ、学内の感染状況から令和4年9月20日までカテゴリーA(警戒)の期間とします。

なお、全国の感染状況から政府が「まん延防止等重点措置」等を適用する地域が発生した場合には、その都道府県を「制限対象地域」とします。(7月 19日現在、制限対象地域なし)

但し、本委員会が今後の感染状況等により制限対象地域及び活動制限指針を変更する場合があります。

また、今後も適切な教育・研究等の活動を推進するため、確実な感染防止対策を講じてください。ワクチン接種は強制ではありませんが、国からは特に若い世代(10代~30代)の接種が奨励されています。今後も夏休み期間等を利用した積極的な接種を検討ください。

次に「警戒」における対象者毎の指針を示します。

【金沢工業大学 学生】

1. 教育(講義·演習、実験、実習)

◎大学:8/3~9/20

- ・対面授業を原則とするが、集中講義等の受講は別途定める。
- ・平日:原則 21 時まで、土曜:原則 17 時まで可能。但し、平日 21 時以降、土曜 17 時以降ならびに日祝については十分な感染防止対策を講じた上で、届出により可能とする。
- ・PDⅢ、修士研究活動は3密を避けて対面にて実施。 なお、本委員会が指定する制限対象地域へ移動等した学生は1週間のキャンパス立入を禁止する。但 し、新型コロナワクチンを2回以上接種した健康な学生については帰着後の制限を除外できる。
- ●やつかほシャトルバスは、通常(44名)で運行する。(マスクを必ず着用、私語は控える)
- ◎学外授業は、本委員会が指定する制限対象地域以外に限り、事前に申請書(場所、人数、内容、時間等)を提出のうえ許可制のもと実施する。但し、国および県による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置などが発出されていない制限対象地域で実施される活動については、事前協議(※Ⅰ)のうえ、許可されたものは実施できる。

2. 研究(研究所、研究センター)

- ●学内での学外研究者との活動は、健康状態、海外渡航歴などをチェックした上で、届出制にて実施する。
- ●事前の出張申請・許可のもと出張を伴う研究活動を実施できる。
- ●本委員会が指定する制限対象地域への出張は原則禁止する。但し、その必要性と重要性が事前協議(※Ⅰ)で確認できた場合は、出張できるものとする。東京、愛知、京都、大阪等の大都市圏を中継地とする際は十分な注意を必要とする。

3. 課外活動(クラブ、教育プログラム)

《学内活動》

●事前に申請書(場所、人数、内容時間等)が提出され許可された場合は可能とする。

$[8/3\sim 9/20]$

平日:20 時まで可能とする

但し、日祝及び8/8~8/17、8/20,

8/27,9/3 は原則、活動不可

《学外活動》

- ●学外活動は、原則、県内の活動のみを対象として、指導者の立ち合いのもとで実施するものとする。但し、 事前に申請書(場所人数、内容、時間等)が提出され許可されたものは実施可能とする。
- ●他大学との合同練習等については検討のもと、実施の可否を決める。
- ●公式大会参加については、検討のもと参加の可否を決める。本委員会が指定する制限対象地域で実施される公式大会等に参加した学生は実施後 I 週間のキャン

パス立入を禁止する。但し、新型コロナワクチンを2回以上接種した健康な学生については帰着後の制限を除外できる。

4. キャンパス機能の利用(各教育支援センター・学食・サービスセンター等)

- ◎いずれも一般の利用者は原則禁止
- ●ライブラリーセンター

[8/3~9/20]

8 時半~17 時 (日·祝日:10 時~17 時)

但し、8/20,8/27,9/3は10時~17時

8/7~8/17 は休館

●自習室の利用について

[8/3~9/20]

原則 24 時間利用可能

- ●上記以外のキャリア開発支援機構、教育支援機構のセンターについては、各ホームページを参照のこと。
- ●学食・売店等の営業時間

[8/3~9/20]

但し、8/7~8/17、8/20、

8/27,9/3 及び日祝は休業

◇IF 学食 ラテラ	0 時~ 4 時	(土曜: 時~ 3時)
◇2F 学食 イルソーレ		閉 店
◇ コンビニ アクア	8 時半~17 時	(土曜:8 時半~13時半)
◇やつかほ学食 エナジー	時~ 3 時半	(土曜: 時~ 3 時)
◇ブックセンター	8 時半~17 時	(土曜:8 時半~13 時)
◇ サービスセンター	9 時~17時	(土曜:9 時~13時)

5. 学生のキャンパス立入及び行動(帰省等を含む)

- ●現在も3密(密集、密接、密閉)の回避、マスクの着用、手洗い、換気等の基本的な感染対策が有効であり、「新しい生活様式」の徹底と感染リスクの高まる「5つの場面」を避ける等の十分な感染防止対策を講じた上で、対面授業、課外活動及びキャンパス機能がルールに基づき利用できる。
- ●本委員会が指定する制限対象地域へ移動等した学生(通学を除く)又は、本委員会が指定する都道府県からの来訪者(友人・家族等)と接触した学生においては1週間のキャンパス立入を禁止するが、授業・修学等、不利益にならないよう配慮する。但し、新型コロナワクチンを2回以上接種した健康な学生については帰着後または接触後の制限を除外できる。
- ※ I 事前協議とは、所属長 (学長、校長、ICC 所長、法人本部長) のそれぞれが、各関係者と申請内容の確認と協議を行うことをいう。

【国際高等専門学校 学生】

1. 教育(講義·演習、実験学生、実習)

◎高専:8/7~9/25

- ・3 年生は 8/19 までOP からのオンライン授業を自宅で受講。その後渡航し、8/29~OP で対面授業
- ・4 年、5 年生は原則対面授業とするが、大学との共創クラスについては大学の運営方針に沿って実施する。
- ・平日:原則 19 時まで、土曜:原則 17 時まで可能。課外時間は教員在室時に限る。

但し、日祝については十分な感染防止対策を講じた上で、届出により可能とする。

- ※白山麓キャンパスは別途取り扱うものとする。
- ◎学外授業は、本委員会が指定する制限対象地域以外に限り、事前に申請書(場所、人数、内容、時間等)を提出のうえ許可制のもと実施する。但し、国および県による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置などが発出されていない制限対象地域で実施される活動については、事前協議(※Ⅰ)のうえ、許可されたものは実施できる。

2. 研究(研究所、研究センター)

- ●学内での学外研究者との活動は、健康状態、海外渡航歴などをチェックした上で、届出制にて実施する。
- ●事前の出張申請・許可のもと出張を伴う研究活動を実施できる。
- ●本委員会が指定する制限対象地域への出張は原則禁止する。

但し、その必要性と重要性が事前協議(※I)で確認できた場合は、出張できるものとする。東京、愛知、京都、大阪等の大都市圏を中継地とする際は十分な注意を必要とする。

3. 課外活動(クラブ、教育プログラム)

《学内活動》

●事前に申請書(場所、人数、内容時間等)が提出され許可された場合は可能とする。

$[8/3 \sim 9/20]$

平日:20 時まで可能とする。

土曜:17時まで可能とする。

但し、日祝及び8/8~8/17、8/20, 8/27,9/3 は原則、活動不可

《学外活動》

- ●学外活動は、原則、県内の活動のみを対象として、指導者の立ち合いのもとで実施するものとする。但し、 事前に申請書(場所人数、内容、時間等)が提出され許可されたものは実施可能とする。
- ●他校との合同練習等については検討のもと、実施の可否を決める。
- ●公式大会参加については、検討のもと参加の可否を決める。

本委員会が指定する制限対象地域で実施される公式大会等に参加した学生は実施後 I 週間のキャンパス立入を禁止する。但し、新型コロナワクチンを 2 回以上接種した健康な学生については帰着後の制限を除外できる。

※高専金沢キャンパスの学内・学外活動については、必ず指導教員立ち合いのもとで実施する。

※白山麓キャンパスの高専寮生は、別途取り扱うものとする。

4. キャンパス機能の利用(各教育支援センター・学食・サービスセンター等)

◎いずれも一般の利用者は原則禁止

●ライブラリーセンター

 $[8/3 \sim 9/20]$

8 時半~17 時 (日·祝日:10 時~17 時)

但し、8/20,8/27,9/3は10時~17時

8/7~8/17 は休館

●自習室の利用について

 $[8/3 \sim 9/20]$

原則 24 時間利用可能

- ●上記以外のキャリア開発支援機構、教育支援機構のセンターについては、各ホームページを参照のこと。
- ●学食・売店等の営業時間

[8/3~9/20]

但し、8/7~8/17、8/20、

8/27,9/3 及び日祝は休業

◇IF 学食 ラテラ	10 時~ 4 時	(土曜: 時~ 3時)
◇2F 学食 イルソーレ		閉店
◇ コンビニ アクア	8 時半~17 時	(土曜:8 時半~13時半)
◇やつかほ学食 エナジー	時~ 3 時半	(土曜: 時~ 3 時)
◇ブックセンター	8 時半~17 時	(土曜:8 時半~13 時)
◇ サービスセンター	9 時~17時	(土曜:9 時~13時)

5. 学生のキャンパス立入及び行動 (帰省等を含む)

- ●現在も3密(密集、密接、密閉)の回避、マスクの着用、手洗い、換気等の基本的な感染対策が有効であり、「新しい生活様式」の徹底と感染リスクの高まる「5つの場面」を避ける等の十分な感染防止対策を講じた上で、対面授業、課外活動及びキャンパス機能がルールに基づき利用できる。
- ●本委員会が指定する制限対象地域へ移動等した学生(通学を除く)又は、本委員会が指定する都道府県からの来訪者(友人・家族等)と接触した学生においては「週間のキャンパス立入を禁止するが、授業・修学等、不利益にならないよう配慮する。但し、新型コロナワクチンを 2 回以上接種した健康な学生については帰着後または接触後の制限を除外できる。
- ※白山麓キャンパス及び国際交流会館の高専寮生は、別途取り扱う。
- ※ | 事前協議とは、所属長 (学長、校長、ICC 所長、法人本部長) のそれぞれが、各関係者と申請内容の確認と協議を行うことをいう。

【教職員】

1.教育(講義·演習、実験、実習)

- ◎大学:6/1~8/6
- ・対面授業を原則とするが、集中講義等の受講は別途定める。
- ●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。
- ●やつかほシャトルバスは、通常(44名)で運行する。(マスクを必ず着用、私語は控える)
- ◎高専:6/1~8/6
- ・3 年生は 8/19 までOP からのオンライン授業を自宅で受講。その後渡航し、8/29~OP で対面授業・4 年、5 年生は原則対面授業とするが、大学との共創クラスについては大学の運営方針に沿って実施する。 ※白山麓キャンパスは別途取り扱うものとする。
- ◎学外授業は、本委員会が指定する制限対象地域以外に限り、事前に申請書(場所、人数、内容、時間等)を提出のうえ許可制のもと実施する。但し、国および県による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置などが発出されていない制限対象地域で実施される活動については、事前協議(※Ⅰ)のうえ、許可されたものは実施できる。
- ◎非常勤講師及び外部講師に関しては別途定める。

2. 研究(研究所、研究センター)

- ●学内での学外研究者との活動は、健康状態、海外渡航歴などをチェックした上で、届出制にて実施する。
- ●事前の出張申請・許可のもと出張を伴う研究活動を実施できる。
- ●本委員会が指定する制限対象地域への出張は原則禁止する。

但し、その必要性と重要性が事前協議(※I)で確認できた場合は、出張できるものとする。東京、愛知、京都、大阪等の大都市圏を中継地とする際は十分な注意を必要とする。

なお、本委員会が指定する制限対象地域へ出張した教員は、I 週間の在宅勤務とする。但し、新型コロナワクチンを2回以上接種した健康な教員については帰着後または接触後の制限を除外できる。

3. 課外活動(クラブ、教育プログラム)

《学内活動》

●事前に申請書(場所、人数、内容時間等)が提出され許可された場合は可能とする。

[8/3~9/20]

平日:20 時まで可能とする。

土曜:17時まで可能とする。

但し、日祝及び8/8~8/17、8/20, 8/27,9/3 は原則、活動不可

《学外活動》

●学外活動は、原則、県内の活動のみを対象として、指導者の立ち合いのもとで実施するものとする。但し、 事前に申請書(場所人数、内容、時間等)が提出され許可されたものは実施可能とする。

- ●他大学との合同練習等については検討のもと、実施の可否を決める。
- ●公式大会参加については、検討のもと参加の可否を決める。

本委員会が指定する制限対象地域で実施される公式大会等に参加した学生は実施後 1 週間のキャンパス立入を禁止する。但し、新型コロナワクチンを 2 回以上接種した健康な学生については帰着後の制限を除外できる。

※高専金沢キャンパスの学内・学外活動については、必ず指導教員立ち合いのもとで実施する。

※白山麓キャンパスの高専寮生は、別途取り扱うものとする。

4. キャンパス機能の利用(各教育支援センター・学食・サービスセンター等)

◎いずれも一般の利用者は原則禁止

但し、オープンキャンパス、学校見学等の事前予約の方や卒業生等の関係者の一部利用は可能とする。 また、感染対策と状況に応じて一定の利用制限を設ける場合がある。

●ライブラリーセンター

[8/3~9/20]

8 時半~17 時 (日·祝日:10 時~17 時)

但し、8/20,8/27,9/3は10時~17時

8/7~8/17 は休館

●自習室の利用について

 $[8/3 \sim 9/20]$

原則 24 時間利用可能

- ●上記以外のキャリア開発支援機構、教育支援機構のセンターについては、各ホームページを参照のこと。
- ●学食・売店等の営業時間

[8/3~9/20]

但し、8/7~8/17、8/20、

8/27,9/3 及び日祝は休業

◇IF 学食 ラテラ	0 時~ 4 時	(土曜: 時~ 3時)
◇2F 学食 イルソーレ		閉店
◇ コンビニ アクア	8 時半~17 時	(土曜:8 時半~13時半)
◇やつかほ学食 エナジー	時~ 3 時半	(土曜: 時~ 3時)
◇ブックセンター	8 時半~17 時	(土曜:8 時半~13 時)
◇ サービスセンター	9 時~17時	(土曜:9 時~13時)

5. 教職員執務 (TA/SA/学生スタッフ準拠)

勤務形態は所属長と安全衛生委員長(法人本部長)が協議して決める。教職員は、本活動制限指針を 遵守する。

- ●毎日、健康状態確認シートを記入する。
- ●感染症への対応を徹底するため、感染が疑われる場合は、所属長に速やかに申し出ると共に、人事課

に連絡する。

- ●新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート、新型コロナウイルス感染症への対応と勤務 の在り方を遵守する。
- ●学生スタッフの活動は、その必要性と重要性が事前協議(※Ⅰ)で確認できた場合は可能とする。
- ●本委員会が指定する制限対象地域への出張を原則禁止する。但し、その必要性と重要性が事前協議 (※L)で確認できた場合は出張できるものとする。
- ●本委員会が指定する制限対象地域へ出張・移動等した教職員、又は、指定する制限対象地域からの来訪者(友人・家族等)と接触した教職員において、教員は I 週間の在宅勤務、職員は所属長と法人本部長が執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。但し、新型コロナワクチンを 2 回以上接種した健康な教職員については帰着後または接触後の制限を除外できる。
- ※入学試験実施等の特定公務については別に定める。
- ※ I 事前協議とは、所属長 (学長、校長、ICC 所長、法人本部長) のそれぞれが、各関係者と申請内容の確認と協議を行うことをいう。

【学外関係者】

- 1.研究(研究所、研究センター)
- ●学内での学外研究者との活動は、健康状態、海外渡航歴などをチェックした上で、届出制にて実施する。
- 2. キャンパス機能の利用(各教育支援センター・学食・サービスセンター等)
- ◎いずれも一般の利用者は原則禁止

但し、オープンキャンパス、学校見学等の事前予約の方や卒業生等の関係者の一部利用は可能とする。 また、感染対策と状況に応じて一定の利用制限を設ける場合がある。

3. 学外者のキャンパス立入

- ●事前連絡と健康状態等チェックし、感染防止対策を講じた上で、立入を可能とする。 なお、対応者は面会者・日時・場所などの面会記録を残すものとする。
- ●本委員会が指定する制限対象地域からの来客は、新型コロナワクチンを 2 回以上接種した健康な来客を除き原則禁止とする。但し、その必要性と重要性に応じて事前協議(※Ⅰ)により認めるものとする。
- ●密集、密接、密閉の3密対策に加え、感染防止対策を講じた対応に加え、教員においては | 号館 I.II5 室 Guest Room を利用できる。
- ※ I 事前協議とは、所属長 (学長、校長、ICC 所長、法人本部長) のそれぞれが、各関係者と申請内容の確認と協議を行うことをいう。